

管理職 各位

東村山市長  
渡 部 尚

## 平成 30 年度予算編成方針

東村山市では、第 4 次総合計画に掲げる将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現に向けて、実施計画及び総合戦略を柱とした事業を着実に進めているところである。

特に少子高齢化・人口減少への対応や、地域活性化を目的として取り組んでいる事業は重要性が一層高まっており、起業創業支援や民間事業者との包括連携協定の締結などの取組を加速させていくなど、今後も引き続き、総合計画と行財政改革を一体的に推進し、都市の魅力や価値を高める様々な施策を推進することで、「住みたい・住み続けたいまちの実現」を目指すこととする。

後期基本計画の締め括りとなる平成 32 年度までの 3 か年の実施計画の初年度となる平成 30 年度予算は、「まちづくりの好循環を確実なものとし、持続可能な地域経営を目指す予算」と位置付け、限りある財源を効果的に活用し、実効性のある施策の展開を実現するために編成する。

### 記

#### 1. 重点施策

第 4 次総合計画後期基本計画では、「まちの価値の向上」、「ひとの活力の向上」、「くらしの質の向上」の 3 つの視点によるまちづくりを掲げ、東村山市が「住みたい・住み続けたいまち」になるためには、「まちの価値の向上」により、「ひとの活力の向上」、「くらしの質の向上」を生み出し、そのことが更なる「まちの価値の向上」へと結びついていく「まちづくりの好循環」を創出することが必要であるとしている。

平成 30 年度版実施計画は、第 4 次総合計画後期基本計画の最終年度までを見据えた計画となる。後期基本計画で掲げた「住みたい・住み続けたいまちの実現」を達成するために平成 30 年度に行うべき事業を企画立案されたい。

#### (1) まちの価値の向上

- ① 市民の生活基盤である都市整備を着実に進めることで、まちの価値の向上を図り、市民に利便性と賑わいを提供するまちづくりを進める。

- ② 東村山駅周辺の整備など、まちの「中心核」の形成を図るとともに、市内を結ぶ「軸」となる都市計画道路の整備を進め、合わせて適切な土地利用を検討していく。
- ③ 人口減少や少子高齢化の進展など将来の環境変化を見据えた公共施設の最適化に引き続き注力していく。

## (2) ひとの活力の向上

- ① 「子育てするなら東村山」を引き続き推進する。妊娠期から出産後までの相談支援体制、保育園を含む多様な保育支援、就学児童の放課後預かりなど、切れ目のない子育て支援を推進し、子どもたちを安心して産み育てられるまちづくりを進めていく。
- ② 誰もが生きがいを持って自立した暮らしを続けられる施策を推進する。社会参加・就労の機会の提供、健康づくりの支援、日常生活の支援など必要に応じた支援体制の構築を進める。
- ③ シティプロモーションの取組により、東村山に愛着や好感を持つ「東村山ファン」を増やし、当市の魅力を市内外に広めることにより、シビックプライドの醸成や市域における人の交流を促進する。

## (3) くらしの質の向上

- ① 「東村山イノベーションサポート（市内事業者の販路拡大支援）」、「東村山インキュベート（創業支援事業の推進）」、「東村山TOKYOポータル（地方の中小企業の首都圏進出拠点形成支援）」の3本の柱を中心として産業振興を促進し、市内経済の活性化を図る。
- ② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、市内のスポーツ振興を図るとともに、当市がホストタウンとなっている中国とのスポーツ交流・文化交流を推進する。
- ③ 頻発する大規模災害を教訓として、引き続き、河川の溢水対策など災害対策を行うとともに、災害拠点機能の強化、避難体制の構築、備蓄品の確保等を進め、さらなる防災力の強化を図る。
- ④ 緑地の保全や、街路樹等のみどりの適切な管理を進め、ゆとりとやすらぎのある生活空間の創出を図る。

## 2. 行財政改革

当市の財政構造は、市が自らの権限で収入し得ない国・都の交付金等の依存財源の影響を大きく受けやすく、近年は財政調整基金等を活用した予算編成とともに、全庁的に歳入歳出両面における行財政改革の効果を生み出していくことで、総体として黒字基調を維持しながら、重点施策を推進していくことを行財政運営の基本方針としている。

しかしながら、平成28年度においては基金の活用を含めた実質的な収支は

結果として赤字となり、平成29年度当初予算における財政調整基金の繰入額は拡大している状況で、今後の人口減少、少子高齢化へ適切に対応していくためには、不断の行財政改革の取組により、自治体としての持続可能性をより高めていかなければならない。

これまでの環境変化の中においては、新たな財政需要や地域課題への対応のための新規事業が増え続けているが、まちづくりの好循環を確かなものにしていくためには、施策の単なる追加ではなく、市民サービスの質の向上や業務の効率化といった観点から、事業の再構築を図っていく必要がある。

本予算編成にあたっては、どのような事業構成が適切かについての検討とともに、事業の効果、実施方法などについての点検を行い、施策の効率性、実効性をより一層高める努力や工夫を徹底されたい。

### 3. 働き方改革

効果的かつ効率的な行政運営を継続するためには、それを支える職員の働き方改革が必要不可欠であり、長時間労働の是正、育児・介護休暇の取得など、ワークライフバランスを実現できる円滑な職場づくりを目指し、職員一人ひとりに業務の効率化、生産性の向上を図ることが求められている。

限りある組織体制の中で、新たな行政課題への対応が続いているが、日々の事業執行においてはその目的を見定め、本当に必要なのか、方法の見直しや手順の改善により、効率化が図れないか今一度検討するとともに、IT技術の進展による様々なツールや民間事業者との連携などの行政手法の活用も含め、全職員が創意工夫して、新たな働き方をもってこれに立ち向かわれたい。

29 通達 第 4 号  
平成 29 年 10 月 5 日

管理職 各位

東村山市副市長  
荒井 浩

### 平成 30 年度予算編成留意事項（依命通達）

平成 30 年度予算編成にあたっては、既存の制度や仕事のやり方にとらわれず、職員がより付加価値の高い業務に従事できるよう働き方改革に努め、熱意と活力を持って行財政運営に取り組み、まちが元気になる取組の拡大とともに第 4 次総合計画後期基本計画の着実な推進を図るべく、下記事項に留意のうえ、予算編成を行うこととする。

#### 記

##### 一. 全般的留意事項

1. 総計予算主義による的確な捕捉を行うこと。
2. 見積りにあたっては、財源の確保、事業内容の精査を行う等、最少の経費で最大の効果があげられるよう検証すること。
3. 国・都の動向については、十分に情報収集し、的確に予算を見積ること。
4. 事業が法令に基づくものは、当該法令名称や実施主体、経費負担の原則等を明らかにすること。
5. 行財政改革大綱に基づく所要の経費は、効果等もあわせて見込むこと。
6. 実施計画事業等の位置づけのない新規・レベルアップの経費は、特段の理由がない限り要求不可とする。要求する場合は目的、必要性、緊急度、後年度の財政負担等を検証し、財源の捻出を前提として見積ること。
7. 経常的・定型的な事業については、自主的・自律的に見直し、あらゆる事業手法を検討したうえで、最大の効果が得られる施策を構築すること。
8. 委託料や工事請負費などは、多様な発注方式や民間の技術提案の活用も含め検討し、予算を見積ること。
9. 部局間調整および部内調整が必要な経費や収入の見積り・予算充当については、重複、遺漏がないように調整すること。
10. 政策間連携により相乗効果を得られる経費や、職員の働き方改革の効果を市民サービスに還元できる経費は、積極的に予算要求すること。
11. 市民要望、決算特別委員会等での意見、監査委員等からの指摘事項、採択された請願等に対しては十分検討すること。
12. 特別会計は、一般会計と同様に、経費を徹底して精査し予算を見積ること。

## 二. 個別的留意事項

### 1. 歳入予算の見積り

#### (1) 市税

- ・税制改正、市民所得の状況、経済情勢の変化などを的確に捕捉し、適正な収入額を見積ること。

#### (2) 国・都支出金は、国や都の新年度予算の動向に特段の注意を払い、特に補助金等の創設、廃止、縮減、制度変更、補助率の変更等の情報収集に努め、積極的な確保に努めること。

#### (3) 市債は、後年度の財政負担・国の地方債計画・充当率等を考慮し、充当予定事業がある場合には、財政課と調整すること。

#### (4) その他の収入

- ・法令等に基づくものは、制度改正の動向に留意し的確に見積ること。
- ・使用料・手数料は、実績等に基づき適切に見積ること。
- ・滞納、未収金の整理に努め、収入の増額を図ること。
- ・普通財産や行政目的を終えた行政財産等の処分可能な土地・財産は、積極的に売却・活用を検討すること。

### 2. 歳出予算の見積り

#### (1) コンピュータ機器及びシステムの導入は、情報政策課（情報化推進委員会）との調整を経たうえで見積ること。なお、稼働中のシステムについても、その利用状況、費用対効果を厳しく精査し、経費の縮減に努めること。

#### (2) 各節の経費は、以下に留意して見積ること。平成30年度予算見積単価表によるべきものは当該単価により見積ること。すべての経費について、実績等に基づいた合理的な見積りを原則とすること。

#### 1節 報酬

- ・特別職（常勤・非常勤）の報酬は、条例の定めによること。
- ・人数は、平成30年4月1日現在の見込み人数によること。

#### 2節～4節 給料・職員手当等・共済費

- ・平成30年4月1日現在の見込みの現員・給料表を基礎に見積ること。
- ・現員数は、人事課と協議すること。
- ・経常経費削減につながる職員の増減は、人事課と協議し、委託化など代替策の有無を明らかにすること。
- ・期末勤勉手当は適切に見積ること。
- ・共済費は、所定の率及び額によること。

#### 5節 災害補償費

- ・議員、非常勤職員分を見積ること。

#### 7節 賃金

- ・定数代替、業務補助（繁忙対応）等に伴う臨時職員賃金は、所管課で見積ること。また、出産・育児休暇等に伴う臨時職員は、人事課で見積ること。なお、社会保険料は雇用事由によらず、すべて人事課にて見積ること。

- ・新規・継続の別を問わず、繁忙対応か定数代替かの位置付け、業務内容、配置場所等を明確にし、見積ること。
- ・新規分及び追加分は、効果額を検証のうえ、見積ること。

## 8節 報償費

- ・平成30年度予算見積単価表によらない見積りとする場合には、社会通念上の儀礼の範囲内となることを明らかにしたうえで見積ること。
- ・内容により、報酬が適当であるものは、条例制定等適切に対応を図ること。
- ・内容により、委託料等において見積ることが適切となるものもあるため、見積りの際に留意すること。
- ・委員謝礼等は出席率等も勘案して適切に見積ること。

## 9節 旅費

- ・宿泊を伴う特別出張は、必要性を精査し見積ること。また、委員等の報酬受給者が特別出張を行う場合の随行も同様とする。
- ・輪番により幹事市となる場合等、やむを得ない事情については、事前に人事課と調整すること。
- ・視察や研修等で必要な場合は、事前に人事課と調整すること。

## 10節 交際費

- ・極力節減の方向で検討すること。

## 11節 需用費

### (3) 食糧費

- ・出席者に報酬等が支払われている会議等の食糧費は、原則認めない。

### (4) 印刷製本費

- ・業務の効率化や省力化の観点から、市民周知等で必要なものを除き、メール等によるものとし、冊子等は削減すること。
- ・冊子等が必要な場合、原則として内部印刷とする。大量の部数の印刷を予定する場合は、事前に総務課と協議すること。
- ・カラー印刷や外部印刷が必要なものは、必要性や効果、部数等を精査し、見積ること。

### (5) 光熱水費

- ・予算所属年度に留意すること。

### (6) 修繕料

- ・修繕箇所の状況等詳細について明らかにしたうえで見積ること。

## 12節 役務費

### (1) 通信運搬費

- ・都庁、区市町村への連絡はメール、交換便、東京都防災行政無線（無線回線）を利用すること。

### (6) 保険料

- ・建物保険料及び自動車保険料は、別途担当課より配付の見積書により見積ること。

- ・上記以外の保険料は、その補償内容等を明らかにしたうえで見積ること。

### 1 3 節 委託料

- ・施設管理委託は、清掃等の回数、日数など、管理上必要な範囲を明らかにし、可能な限りの見直しを行うとともに、同一所管の施設については、とりまとめ契約を前提として見積ること。

### 1 4 節 使用料及び賃借料

- ・土地の借地料は、行財政改革の観点から、原則として固定資産税・都市計画税の合計額の3倍相当額以下とする。

### 1 5 節 工事請負費

- ・建築等工事は、施工時期・単価等に留意しつつ、各課で業者等に依頼した見積書により見積ること。なお、必要に応じて営繕課に助言を依頼すること。
- ・各種工事に伴う実施設計委託料および監理委託料、各施設の耐震診断委託料は、営繕課作成の見積書により見積ること。
- ・年度後半での契約や契約変更は、予算への影響が大きくなるため、早期執行を前提に効率的な日程を検討すること。
- ・施設補完工事は、工事箇所の状況等詳細について明らかにしたうえで見積ること。

### 1 7 節 公有財産購入費

- ・用地取得は、最新の地価動向等に留意し、用地課との調整を経たうえで見積ること。

### 1 8 節 備品購入費

- ・既存備品の故障や破損などへの対応は、使用状況を明らかにすること。
- ・新規施設開設やサービス開始に伴う初度備品購入は、必要性を精査し見積ること。
- ・サービスの質や業務効率の向上に資する備品は、効果等を明らかにすること。

### 1 9 節 負担金・補助及び交付金

- ・補助対象の活動実態、最終用途の状況、補助効果を明らかにすること。
- ・研修、会合等参加負担金等は、業務上の必要性を明らかにすること。

### 2 0 節 扶助費

- ・法令等に基づくものは、制度改正の動向に留意し的確に見積ること。

### 2 8 節 繰出金

- ・各特別会計においては、収支状況を的確に分析し、独立採算性の原則から受益者負担の適正化等も考慮すること。